令和８年11月号
SANWA LINER
URL https://sanwa-kaikei.com
※ ホームページも情報満載です。是非、ご覧下さい！！

税理士法人 三和会計事務所
山形市浜崎76番地7
TEL：(023) 624-3466
FAX：(023) 624-3472
← QRで簡単にホームページへ

令和９年分　青色申告特別控除の改正について

令和９年分(申告期限:令和10年3月15日)の所得税より、青色申告特別控除の控除額体系が変わります。改正前と改正後の控除額を確認し、必要な準備をしていきましょう。

～令和８年との比較・実務対応のポイント～



令和８年（現行）	令和９年（改正）	主な確認事項
—	75万円	複式簿記＋期限内e-Tax申告に加え、所定の電子帳簿保存等の要件がある。
65万円	65万円	複式簿記＋確定申告書・貸借対照表・損益計算書等の添付、期限内e-Tax申告。
55万円	—	期限内e-Tax申告により、65万円控除に移行。書面（紙）申告の場合は、控除額10万円に縮小。
10万円	10万円	簡易簿記の場合、前々年分の収入金額等による対象制限に注意。

☆各控除額のポイント



【７５万円控除】

複式簿記による記帳を行い、確定申告書・貸借対照表・損益計算書等を添付して、期限内にe-Taxで申告することが必要です。さらに、次のいずれかの要件を満たす必要があります。＊税務署への届出も必須。

・**優良な電子帳簿の保存**：仕訳帳・総勘定元帳について、訂正・削除履歴の確保など、法令で定める要件を満たす電磁的記録の保存を行っている場合。

・**デジタルシームレス保存**：請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を一定の要件を満たして送受信・保存を行っている場合。

【６５万円控除】

複式簿記による記帳、貸借対照表・損益計算書等の作成・添付に加え、期限内にe-Taxで申告することが必要です。75万円控除の追加要件を満たさない場合でも、これらの要件を満たせば65万円控除を受けられます。

【５５万円控除】

従来は、複式簿記で記帳し、決算書類を添付して期限内に申告すれば、書面申告でも55万円控除の対象となっていました。令和9年分からは55万円控除が廃止され、書面申告の場合、原則として控除額は10万円となります。従来55万円控除を受けていた方は、65万円控除を受けるため、e-Taxの利用環境を整えることが必要です。

【１０万円控除】

簡易簿記による記帳を行っている、事業所得又は事業的規模の不動産所得で、前々年の収入金額が１０００万円を超える場合、１０万円の青色申告特別控除の対象者から除かれます。複式簿記の記帳を行うことで、１０万円控除（最低額）を受けられます。

	日	月	火	水	木	金	土
11・12月	①	2	③	4	5	6	⑦
	⑧	9	10	11	12	13	⑭
	⑮	16	17	18	19	20	㉑
	㉒	㉓	24	25	26	27	㉘
	㉙	30	1	2	3	4	⑤
	⑥	7	8	9	10	11	⑫
	⑬	14	15	16	17	18	⑲

11月の税務カレンダー

11月の主な税務

■11/10（火）　・10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■11/30（月）　・9月決算法人の確定申告と納税

・3月決算法人の中間申告と納税

・消費税の年税額が400万円超の3月,6月,12月決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]







